

「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」開催要綱

1 趣旨

新たな時代にふさわしい地方公務員制度やその運用のあり方について、社会情勢の変化や関連する制度・運用の変遷、地方公共団体における取組等を踏まえつつ、総合的な見地から検討を行う。

2 名称

本検討会の名称は、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」とする。

3 検討事項

地方公共団体を取り巻く状況が大きく変革する中で、地方公務員制度の理念やその実現のための手法が時代に即したものとなっているか、検討を行う。

4 構成員

本検討会の構成員は別紙のとおりとする。

5 座長

- (1) 本検討会に、座長 1 人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

6 議事

- (1) 本検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に本検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 本検討会の会議は、構成員の自由闊達な議論を促進する必要があることから、原則として公開しないが、会議の終了後、配付資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、配付資料を非公表とすることができる。

7 分科会

- (1) 座長は、必要があると認めるときは、本検討会の下で分科会を開催することができる。
- (2) 分科会の構成員は、分科会における検討事項に関し優れた識見を有する者のうちから座長が指名する者とする。
- (3) 分科会には、分科会長を置く。分科会長は、本検討会の構成員のうちから、座長が指名する。
- (4) 分科会長は、分科会の会務を総理する。
- (5) 分科会長は、必要があると認めるときは、必要な者に分科会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (6) 分科会の会議は、原則として公開しないが、会議の終了後、配付資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。ただし、分科会長が必要と認めるときは、配付資料を非公表とすることができる。
- (7) 分科会が行う検討の内容については、本検討会に対し、報告を行うこととする。

8 その他

- (1) 本検討会及び分科会の庶務は、総務省自治行政局公務員部公務員課において、同部給与能率推進室及び女性活躍・人材活用推進室の協力を得て処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、本検討会及び分科会に関し必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」構成員名簿

(敬称略、座長以下は五十音順)

(座長)	清家	篤	日本赤十字社社長／慶應義塾学事顧問／慶應義塾大学名誉教授
	伊藤	正次	東京都立大学法学部教授
	稲継	裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授
	井上	健次	全国町村会(毛呂山町長)
	太田	聰一	慶應義塾大学経済学部教授
	太田	匡彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	大屋	雄裕	慶應義塾大学法学部教授
	笠井	喜久雄	全国市長会(白井市長)
	黒田	玲子	東京大学環境安全本部准教授(産業医)
	権丈	英子	亜細亜大学経済学部教授
	地下	誠二	経済同友会 地域共創委員会委員長 (株式会社日本政策投資銀行 代表取締役社長)
	嶋田	博子	京都大学大学院公共政策連携研究部教授
	常見	陽平	千葉商科大学国際教養学部准教授
	西脇	隆俊	全国知事会(京都府知事)
	林	鉄兵	全日本自治団体労働組合総合労働局長
	水町	勇一郎	東京大学社会科学研究所教授
	三輪	和夫	一般財団法人地方自治研究機構理事長
	横田	響子	株式会社コラボボ代表取締役